

2/12 3.7

## 改憲の企て

〔緊急時〕の議論任題延長

国会は昨年7月の参院選の結果を経て、改憲推進の自民・公明両党と日本維新的が、国民民主党的4党で、衆参両院で改憲協議に必要な全体の三分の二の議席を占めた（いとなりまし）。先の通常国会では維新、国民党などが主導して憲法審査会の開催を常態化させ、「緊急時」の国会議員任期の延長を焦急に改憲議論をあおりはじめました。



参院選以降、維新や国民党などは憲法審査会の毎週開催を重視に求め、自民党はその動きを巧みに利用し、改憲機運の醸成につなげようとしました。しかしながら、今年の憲法記念日（5月3日）に合わせて共同通信が行った世論調査では、「改憲の機運は高まっていない」と答えた人は「割に違っています。」「専門」の調査で

は、黒田文雄首相のもとで改憲案が「反対」が47%で、「賛成」35%を上回りました。

国会も国民の意識に乖離（かいり）があるのは明らかです。

議会の関与なく権利の制限狙う

自公維新などが改憲の突破口としているのが、大規模な自然災害や戦争などの緊急事態が起きた際の対応を憲法に新たに規定するものだ。

ただ、「緊急事態条項」の創設の年には国民の強烈な批判もあり、進んでいません。なぜ、先の通常国会で国民党などが持ち出してきた議論が「緊急時」の国會議員の任期延長です。

自民党などは、衆議院が解散もしくは任期満了時に災害や戦争など緊急事態のために総選挙が実施できなければ議員が不在となることを問題としています。その上で、「国会機能の維持」を理由に、衆議院の4年の任期を延長したり、解散の際に議員としての地位を復活する仕組みづくりを提起しました。

衆参の憲法審議で参考人として陳述した長谷部恭男・早稲田大学大学院教授は、衆議院議員の任期が延長されると、総選挙で得た正規の議員が、国会に付与されたものとは異なる「異形の国会」が、国会に付与された全ての権能を行使し得る」とになると述べ、「緊急時の名を借りて、通常時の法制度そのものを大きく変革する法律が次々に制定されるとリスク」があると指摘しました。（つづき）

# 政権の恣意的延命にも

憲法審議論で  
危険性が鮮明に

衆院憲法審議会第一回の議論では、参考人として登壇した動員の由、維

は、黒田文雄首相のもとで改憲案が「反対」が47%で、「賛成」35%を上回りました。短期間でも国民を選挙に没頭させる」とは「拳銃による一年延長されねば」の間に日本は東南アジアへの戦線拡大と珠湾攻撃に踏み切り、無謀な戦争に突入していくきました。

憲法審議論では任期延長の恣意（じい）的延命（いつめい）になります。この間に日本は東南アジアへの戦線拡大と珠湾攻撃に踏み切り、無謀な戦争に突入していくました。

6月15日の衆院憲法審議で、日本共産党の赤嶺政信は、議員がこうした経過を振り返り、「戦後の日本はこの反対から、権力者の都合で議員任期を延長できないようになり、法律ではなく憲法に任期を規定した。その憲法の規定 자체を変えてしまおうとした」というのは、歴史の教訓を

する法律が次々に制定されるとほかない」と批判しました。（つづき）